

各 位

富山市福祉保健部介護保険課長

基準該当居宅サービスの登録の取扱いについて

市町村は、指定事業者のみでは地域の介護サービスの需要が十分に満たされない場合や多様な事業主体の参入を促すなどの観点から、指定居宅サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業者のうち、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者については、そのサービスを保険給付の対象とすることができることとされています。

本市においても、介護保険制度の創設当初には、介護保険サービスの一定の供給量を確保する観点から、一部のサービスにおいて基準該当居宅サービスの登録を行ってきたところではありますが、現在では、介護保険制度は市民にも広く認知され、本市の介護保険サービスの提供体制は全国的にも高い水準となっております。

このため、本市におきましては、指定事業者により地域のサービス需要が十分に満たされ、民間事業等による競争条件が整備されていると認められることから、地域主権改革一括法(1次、2次)に基づく義務付け・枠付けの見直しによる介護保険施設等の設置・管理基準を条例の施行にあわせ、平成25年4月1日以降、原則として新たな基準該当居宅サービスの登録は行わないことといたします。

現に存する基準該当居宅サービス事業所の登録については、平成25年7月末まで有効とし、平成25年度より新たに基準等を遵守し適切な介護サービスを提供することができるかを定期的にチェックする仕組みとして事業者の登録に有効期間(6年)を設けることといたします。

なお、次の要件に該当する場合には、個別に登録の必要性や安全体制の確保状況等を勘案し、例外的に基準該当居宅サービス事業所の登録を行う場合があります。

- 1 山間部や過疎地域などにおいて、地域の介護サービスの需要が十分に満たされていないと市が判断する場合
- 2 利用者の身体的・精神的事由により、指定居宅サービスの利用が適切でない又は可能でないと市が判断する場合
- 3 その他、市長が特に必要と判断する場合

(担 当)

介護保険課企画係

TEL 443-2041